

公立大学法人青森公立大学国際芸術センター青森事業協力金規程

令和3年4月1日

規程第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学国際芸術センター青森（以下「センター」という。）における事業協力金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「事業協力金」とは、アーティスト・イン・レジデンス事業をはじめとするセンター事業の運営を支援すること目的として寄附される現金及び有価証券（補助金、交付金その他これらに類するものを除く。）をいう。

(受入れの制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する条件が付されている事業協力金は、これを受け入れることができない。

- (1) センター業務を指定して寄附すること。
- (2) 事業協力金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (3) 事業協力金により運営されたA I R事業等で制作されたアート作品等の使用权、特許権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。
- (4) 事業協力金の使用について、寄附者が検査を行い、又は報告を求めること。
- (5) 事業協力金の申込み後、寄附者がその意思により事業協力金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (6) その他理事長が特に支障があると認める条件

(事業協力金の種類)

第4条 事業協力金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 少額事業協力金

センターで開催する展覧会会場に設置する募金箱へ寄附者が事業協力金を投入することにより受付を行うものをいう。なお受領証の発行は行わないものとする。

(2) 年間事業協力金

年度毎に寄附者から年間事業協力金申込書（様式第1号）により、当該寄附について理事長へ申込みのあったものをいう。

(年間事業協力金受入れの決定)

第5条 理事長は、前条第2号の規定による年間事業協力金の申込みがあった場合において、その内容が適当と認めるときは、当該申込みに係る年間事業協力金の受入れを決定するものとする。

2 理事長は、年間事業協力金の受入れを決定したときは、年間事業協力金受入承諾書(様式第2号)により、寄附者に通知するものとする。

(受領書の交付)

第6条 理事長は、年間事業協力金を受領したときは、年間事業協力金受領書(様式第3号)を寄附者に交付するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、事業協力金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年間事業協力金申込書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学理事長 様

寄附者

住所 〒 _____

氏名 _____

電話番号 _____

下記のとおり _____ 年度における青森公立大学国際芸術センター青森の事業運営支援に係る年間事業協力金を申し込みます。

記

1. 年間事業協力金額 _____ 円

2. 寄附公表の希望

公式ホームページ 可 不可

国際芸術センター青森記録集 可 不可

3. その他

様式第2号（第5条関係）

年間事業協力金受入承諾書

年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

年 月 日付けでお申込みいただきました青森公立大学国際芸術センター青森の事業運営支援に係る年間事業協力金につきましては、ありがたくお受けすることとなりましたので、御通知申し上げます。

つきましては、年間事業協力金を下記口座へお振込みくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 寄附金額 円

2. 振込口座 金融機関 青森銀行 問屋町支店
口座種別 普通預金
口座番号
口座名義 公立大学法人青森公立大学理事長

なお、誠に恐れ入りますが、振込手数料につきましては、御負担くださいますようお願い申し上げます。

様式第3号（第6条関係）

年間事業協力金受領書

年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

年 月 日付けでお申込みいただきました青森公立大学国際芸術センター青森の事業運営支援に係る年間事業協力金につきましては、年 月 日に御入金いただきましたので、受領書を送付させていただきます。

この度の御寄附に心から感謝申し上げますとともに、頂きました年間事業協力金は青森公立大学国際芸術センター青森の事業運営に役立たせていただきます。